株主各位

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

Tフートレーディング 株式会社

高 橋 彦 代表取締役社長

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権 行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月26日(火曜日) 午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

> 敬 且

記

- 平成27年5月27日(水曜日)午前10時 1. 日 時
- 2. 場 所 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号 エコーペットビジネス総合学院5階 多目的ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第44期 (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第44期 (平成26年3月1日から平成27年2月28日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役8名選仟の件

DJ F

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www. echotd.co.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成26年3月1日から) 平成27年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行による金融緩和の効果により景気は回復基調にあります。しかしながら、平成26年4月1日の消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要とその反動からの立ち上がりが遅く、また、急激な為替の変動、海外景気の下振れリスクなどにより、個人消費を取り巻く環境及び消費全般の基調は引き続き楽観視できず、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

ペット業界におきましては、個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループでは平成26年5月3日から4日まで開催の『みんな大好き!!ペット王国(京セラドーム開催10周年)』と同時に、新しい取組みとして同じく5月2日から4日にかけて「未来につながるペットカテゴリー価値訴求へのメッセージ」をコンセプトとした『ニューマーケット創造提案会』を開催し、《Change 変化》《Challenge 挑戦》《Chance 可能性》をキーワードとした価格志向脱却のMD戦略提案を行いました。

ペットフード・ペット用品の卸売事業につきましては、ペットの専門性を高め、商品の安定供給から売場作りの企画提案までのトータルサポートを行い、顧客満足度を高めてまいりました。また、物流面では引き続き物流改革プロジェクトチームによる関東エリア・関西エリア・九州エリアの物流業務の効率化を進めております。

一方、ペッツバリュー株式会社では、店舗開発事業の管理店舗数が204店舗になり、また、平成24年8月に立ち上げました総合ペットプランニング部を平成26年3月より当社から移管し、店舗開発と商品開発の専門化を図り、高付加価値商品開発とサービスの提供を推進いたしました。

また、株式会社ケイ・スタッフでは、得意先の売場活性化に繋がる営業 企画提案を引き続き実施しており、卸売事業の販売促進を支援することに よる売上拡大を図ってまいりました。 また、ココロ株式会社においては、インターネット通販事業の拡大を推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、746億7千2百万円(前期比0.8%減)となりました。また、低価格志向の影響によるペットフード及びペット用品類の販売単価の下落の進行や、一時的なコスト(関東エリアの物流再編に伴う物流コスト及びニューマーケット創造提案会の開催に伴う販売費)の上昇、物流改革プロジェクトチームによる物流経費削減の取組み効果も一部にとどまっていることにより、営業利益は5千9百万円(前期比69.4%減)となりました。

経常利益は7千万円(前期比65.4%減)となり、当期純利益は9千3百万円(前期は当期純損失9千万円)となりました。

企業集団の品目別の売上高は、次のとおりであります。

区		分	金額(百万円)	前期比(%)	構成比(%)
	ドック	ブ フ ー ド	16, 205	92. 6	21.7
	キャッ	トフード	20, 308	97.8	27. 2
ペット フード	スナックフード		13, 853	105. 0	18. 6
	鳥·小動物·	観賞魚等フード	2, 760	110.0	3. 6
	小	計	53, 127	98. 4	71. 1
	犬・	猫用品	16, 990	98. 4	22.8
ペット 用 品	その	他 用 品	4, 253	113. 4	5. 6
	小計		21, 244	101.1	28. 4
そ	の他		300	101.1	0.5
合		計	74, 672	99. 2	100.0

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ペットフード)

ドッグフードにつきましては、ペットの小型化や高齢化が進み給餌量が減少しております。また、飼育頭数も減少いたしました。さらに、ホームセンターを始めとする量販店の店頭販売価格の下落が続きました。この結果、売上高は162億5百万円(前期比7.4%減)となりました。

キャットフードにつきましては、引き続き栄養志向、健康志向からプレミアムフードの需要の増加がありました。また、猫ウェット商品やレトルト商品は好調に推移していますが、ホームセンターを始めとする量販店の店頭販売価格の下落が続きました。この結果、売上高は203億8百万円(前期比2.2%減)となりました。

スナックフードにつきましては、大手小売業様との共同開発によるPB商品と嗜好性をより高めたグルメ志向商品、使用する原料にこだわったプレミアム商品が充実しました。この結果、売上高は138億5千3百万円(前期比5.0%増)となりました。

鳥・小動物・観賞魚等フードにつきましては、飼育頭数の頭打ちなどの影響を受ける中、機能性を高めた高品質高価格商品の需要が高まりました。この結果、売上高は27億6千万円(前期比10.0%増)となりました。

(ペット用品)

犬・猫用品につきましては、トイレ用シーツと猫砂が室内飼育率の上昇で需要が高まり、ウェットティッシュやデンタルケア用品などの分野は前期に引き続き順調に増加いたしました。また、飼い主のマナー向上に伴い、マナー用途のオムツの売上も好調に伸ばしております。しかし、しつけ剤やシャンプー類等の市場は苦戦しており、また、用品全体でもPB商品などの低価格商品の増加によって、価格競争が激化しています。この結果、売上高は169億9千万円(前期比1.6%減)となりました。

その他用品につきましては、金魚やメダカをターゲットにした商品が比較的好調で、水槽は小型で簡単に飼育が開始できるセットタイプ、リビングなどに設置しても違和感のないインテリア性の高いスタイリッシュなデザインが支持を受けました。この結果、売上高は42億5千3百万円(前期比13.4%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、日本経済は政府の経済政策などを背景に 株価の上昇が継続するなど、回復に向けた兆しが見られるものの、消費税率 の引き上げに伴う消費マインドの冷え込みや、円安による様々な商品価格の 値上げも続いており、個人消費を取り巻く環境は先行き不透明な状況にあ り、経営環境は依然として厳しい状況で推移することが予想されます。

ペット業界におきましても個人消費の低迷や低価格志向の影響が継続し、ペット市場の成長率鈍化及び業界内の価格競争などがますます激化することが予想され、厳しい経営環境が続くものと思われます。

こうした状況の下、当社の創業50周年に当たる2020年に向けて『 $I^2 \simeq 50$ お客様満足度NO. 1-スピード・成長・拡大』を基本方針とした新中長期経営計画を策定し行動してまいります。また、昨年に引き続き、「未来につながるペットカテゴリー価値訴求へのメッセージ」をコンセプトとした『ニューマーケット創造提案会』を開催し、《Change 変化》《Challenge 挑戦》《Chance 可能性》をキーワードとした価格志向脱却のMD戦略提案を行います。

ペットフード・ペット用品の卸売事業につきましては、ペットの専門性を 高め、商品の安定供給から売場作りの企画提案までのトータルサポートを行 い、顧客満足度を高めてまいります。

また、ペッツバリュー株式会社では、店舗開発と商品開発の専門化を図り、高付加価値商品開発とサービスの提供に努めてまいります。

物流面では、引き続き物流改革プロジェクトチームによる関東エリア・関西エリア・九州エリアの物流業務の効率化を推進してまいります。

教育事業では、当社の社会貢献活動の一役を担い、社会福祉や動物医療の 発展に寄与してまいります。

インターネット通販事業におきましては、ココロ株式会社において売上の拡大と収益性の向上に努めてまいります。

次期連結会計年度の業績に関しましては、当社グループー丸となって課題 に取組み、確実に成果に結びつけていく所存であります。

今後とも株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援ご指導を賜りま すようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第 41 期 (平成24年2月期)	第 42 期 (平成25年2月期)	第 43 期 (平成26年2月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (平成27年2月期)
売 上 高(千円)	75, 191, 860	75, 954, 186	75, 295, 166	74, 672, 385
経 常 利 益(千円)	575, 147	647, 114	204, 653	70, 779
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	237, 888	356, 429	△90, 593	93, 343
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	39円41銭	59円05銭	△15円01銭	15円46銭
総 資 産(千円)	25, 757, 863	25, 079, 058	25, 217, 540	26, 043, 497
純 資 産(千円)	8, 749, 655	8, 932, 189	8, 699, 375	8, 703, 872
1株当たり純資産額	1,449円58銭	1,479円84銭	1,440円68銭	1,442円02銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
ペッツバリュー株式会社	30,000	100	ペットフード・ペット用品の商品開発事業 ペットショップ店舗開発事業
株式会社マーク産業	90,000	100	ペットフード・ペット用品の卸売事業 ペットショップ店舗開発事業
株式会社ケイ・スタッフ	10,000	100	ペット用品の販売促進ツールの企画・製作事業
ココロ株式会社	30,000	100 (100)	ペットフード・用品関係のインターネット 通販事業
株式会社ペットペット	1	100	ペット総合情報サイト運営事業

- (注) 当社の議決権比率の() 内は、間接所有割合で内数であります。
 - ③ その他該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(平成27年2月28日現在)

ペットフード・ペット用品の制売事業、ペット関連教育事業 ペットフード・ペット用品の商品開発事業、ペットショップ店舗開発事業 ペット用品の販売促准ツールの企画・製作事業 ペットフード・用品関係のインターネット通販事業 ペット総合情報サイト運営事業

(8) 主要な営業所(平成27年2月28日現在)

① エコートレーディング株式会社

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

営業本部 東京都品川区西五反田7丁目22番17号

札幌(北海道石狩市) 東北(宮城県登米市) 支店

> 関東(埼玉県三郷市) 構浜(構浜市瀬谷区) 名古屋(名古屋市港区) 関西(兵庫県西宮市)

広島(広島県山県郡北広島町) 福岡(福岡県糟屋郡宇美町)

営業所 静岡(静岡県富十市) 四国(香川県綾歌郡宇多津町)

沖縄(沖縄県官野湾市)

エコーペットビジネス総合学院(兵庫県尼崎市)

② ペッツバリュー株式会社

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

③ 株式会社マーク産業

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号 本部 大阪府八尾市久宝寺6丁目7番19号 営業所 九州(福岡県糟屋郡宇美町)

④ 株式会社ケイ・スタッフ

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号 本部 大阪府八尾市久宝寺6丁目7番19号

⑤ ココロ株式会社

本社 岡山市北区北長瀬表町3丁目1番12号

⑥ 株式会社ペットペット

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

(9) 使用人の状況 (平成27年2月28日現在)

		事 業	の	内 容			使用人数	前期	末比
~	ツ	1	関	連	事	業	333名		7名減
		É	j	計			333名		7名減

(注)使用人数は就業人員数であり、パートタイマー等508名は上記の使用人数には含まれておりません。

(10) **主要な借入先**(平成27年2月28日現在)

			借	入	先	5			借入額 (千円)
株	式	会	社	ŋ	そ	な	銀	行	950, 000
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	600,000
株	式 会	社	三菱	東	京 U	F	J 銀	行	500,000
株	式	会	社	Ξ :	井住	友	銀	行	300,000
B	本	生	命	保	険 相	互	. 会	社	50,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成27年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数

12,000,000株

(2) 発行済株式の総数

6,035,902株

(注)発行済株式の総数は自己株式(644株)を控除して記載しております。

(3) 株主数

4,272名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
国分株式会社	1, 105, 064株	18. 31%
高 橋 一 彦	358, 451	5. 94
伊藤忠商事株式会社	220, 000	3. 64
エコートレーディング 共 栄 会	199, 900	3. 31
古 谷 洋 作	125, 700	2.08
三菱商事株式会社	110,000	1.82
ユニ・チャーム 株 式 会 社	105, 000	1.74
エコートレーディング 従 業 員 持 株 会	75, 900	1. 26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託の口)	57, 400	0.95
古 谷 訓 子	56, 000	0.93

⁽注) 持株比率は自己株式(644株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年4月11日開催の取締役会決議により発行した新株予約権(有償ストックオプション)は、新株予約権の行使の条件に抵触したため、平成26年4月18日付でその全てが消滅しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年2月28日現在)

会	社におり	する地位	Ĺ		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
取	締 役	会	長	高	橋	良	_	ペッツバリュー株式会社代表取締役会長 株式会社マーク産業代表取締役会長 株式会社ケイ・スタッフ代表取締役社長
代表	長 取 締	後 社	長	高	橋	_	彦	営業本部長 株式会社ペットペット代表取締役社長
専	務取	締	役	新	森	英	機	経 営 企 画 室 長 兼 通 販 担 当
常	務取	統	役	甲	斐	敬	章	営 業 副 本 部 長 兼 西 日 本 統 括 部 長 株式会社マーク産業代表取締役社長
常	務取	締	役	堀		和	仁	管 理 本 部 長
取	締	î	役	堀	本		彰	営業 副 本 部 長 兼 東 日 本 統 括 部 長
取	締	î	役	赤	Щ		進	ペッツバリュー株式会社代表取締役社長
取	綿	î	役	平	藤	丈	征	物流・システム本部長
取	綿	î	役	碇		豊	樹	国分株式会社執行役員近畿支社長兼 中 国 支 社 長
監査	E 役 (常勤)	大	藤		淳	
監	查		役	古	西		豊	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士
監	查		役	古	Л	幸	伯	弁 護 士

- (注) 1. 取締役碇 豊樹氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役古西 豊氏及び監査役古川幸伯氏は、社外監査役であります。なお、当社は両 氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており ます。
 - 3. 監査役古西 豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 平成26年3月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
赤 川 進	取 締 役 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長	取締役営業本部総合ペットプランニング部長 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長

5. 平成26年4月10日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当		
新森英機	専務取締役経営企画室長 兼 通 販 担 当	専務取締役経営企画室長		
甲斐敬章	常務取締役営業副本部長兼 西 日 本 統 括 部 長	常務取締役営業副本部長兼西日本統括部長兼通販担当		

6. 平成26年9月30日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当		
甲斐敬章	常務取締役営業副本部長 兼西日本統括部長 株式会社マーク産業代表取締役社長	常務取締役営業副本部長兼 西 日 本 統 括 部 長		

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

		取締役		監査役	計		
区分	支給 人員	支給額(千円)	支給 人員	支給額(千円)	支給 人員	支給額(千円)	
定款又は株主総 会決議に基づく 報 酬	8名	145, 088	3名	12,000	11名	157, 088	
株主総会決議に 基 づ く 賞 与		_	-		-	_	
計		145, 088		12,000		157, 088	

- (注) 1. 株主総会決議による取締役及び監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第29 回定時株主総会で定められたもので、取締役分月額30,000千円、監査役分月額10,000 千円であります。なお、取締役の報酬限度額には、使用人兼務取締役に対する使用人 分給与は含まないものとさせていただいております。
 - 2. 当事業年度において、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は発生しておりません。
 - 3. 役員退職慰労金につきましては、平成16年5月26日開催の第33回定時株主総会で、役員退職慰労金制度廃止に伴う267,262,790円を上限とする役員退職慰労金の打切り支給が決議され、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任いただいております。
 - 4. 取締役の人員は9名でありますが、社外取締役1名については報酬を支払っておりませんので、支給人員と相違しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外取締役
 - 1)他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況 取締役碇 豊樹氏は、国分株式会社の執行役員近畿支社長兼中国支社 長であります。国分株式会社は当社の大株主であり、当社は同社との 間に商品売買の取引関係があります。
 - 2)他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
 - 3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。
 - 4) 当事業年度における主な活動内容

氏 名	取締役会(13回開催)	& ⇒ 17 71	
111	泊	出席回数	第 回 数 出 席 率 第 章 状 况	光 吉 扒 冼
碇	豊樹	11回	84.6%	主に国分株式会社の執行役員としての豊富な経験と見 識に基づく発言を行っております。

5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役碇 豊樹氏との間において、会社法第427条第1項及び定款第26条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円と会社法第425条第1項に定める社外取締役の最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

- 6)報酬等の総額 該当事項はありません。
- 7) 子会社から受けている報酬等の総額 該当事項はありません。
- 8) 上記記載内容に関する社外役員の意見 該当事項はありません。

② 社外監査役

- 1)他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況 該当事項はありません。
- 2)他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- 3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係 該当事項はありません。
- 4) 当事業年度における主な活動内容

氏	名	取締役会(な締役会(13回開催)		13回開催)	発 言 状 況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	発言状況
古西	豊	11回	84.6%	11回	84.6%	主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を 行っております。
古川幸伯		13回	100.0%	13回	100.0%	主に弁護士としての専門的見 地からの発言を行っておりま す。

5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役古西 豊氏及び社外監査役古川幸伯氏との間において、会社法第427条第1項及び定款第26条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円と会社法第425条第1項に定める監査役の最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

6)報酬等の総額

×	Λ.	社 外 島	左 査 役
	TI I	支 給 人 員	支給額 (千円)
定款又は株主総	会決議に基づく報酬	2名	4, 800
株主総会決	議に基づく賞与	_	_
	計		4, 800

- 7)子会社から受けている報酬等の総額 該当事項はありません。
- 8) 上記記載内容に関する社外役員の意見 該当事項はありません。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額(千円)		
	公認会計士法第2条第1項の業務(監査業務)に係る報酬等の額	27, 000		
①当社の当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額	会計監 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業 務(非監査業務)に係る報酬等の額			
	라	27, 000		
②当社及び当社子会社が会計監査 合計額	27, 000			

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号(会計監査人の解任事由)に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会で、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- ② 取締役会は、会計監査人に上記の解任理由が発生した場合又は公認会計 士法に規定される懲戒処分が行われた場合には、その内容を審議し、監 査役会の同意を得て、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を 上程いたします。
- ③ 取締役会は、上記の他、会計監査人の監査の品質や監査報酬等を総合的 に勘案し、必要があると認められる場合は、監査役会の同意を得て、株 主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間において、会社法第427条第1項及び定款第26条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、28,000千円と会社法第425条第1項に定める会計監査人の最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制シ ステム) 整備の基本方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の基本方針(内部統制システム構築の基本方針)を以下のとおり定め、この体制のもとで業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスクの管理に努めるとともに、経営環境の変化に対応して随時更新し、維持・改善していくこととします。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、取締役会規程に基づき当社の業務執行を決定する。
 - ② 取締役は、業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
 - ③ 取締役の職務執行は、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査役の監査を受ける。
 - ④ 取締役を含む全社員がとるべき行動の基準や規範を定めたコンプライアンスに係る規程及び内部者通報制度を、当企業グループ全体で設ける。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書・帳票管理規程に基づ きその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理 する。
 - ② 保存期間は、文書・帳票管理規程によるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に基づいたリスク管理体制を当企業グループ全体で構築する。
 - ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本 部を設置し、事態の内容に適合した迅速な対応を行い、損失の拡大を防 止しこれを最小限に止める体制を当企業グループ全体で整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針及び経営戦略等の当社の業務執行を決定する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の業務執行機能と 意思決定・監督機能の分化を図り、経営責任と執行責任を明確化するこ とを目的として導入されている執行役員制度の下、組織規程・職務分掌 規程・職務権限規程に基づき実行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全社員がとるべき行動の基準や規範を定めたコンプライアンスに係る規程及び内部者通報制度を、当企業グループ全体で設ける。
- ② 業務執行部門から独立し、代表取締役社長直属の部署である内部監査室が、監査役や会計監査人と連携しながら定期的に内部監査を実施し、改善提案や勧告等を含めてその結果を代表取締役社長及び被監査部門に適宜報告することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上に努める。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業 務の適正を確保するための体制
 - ① 関係会社管理規程に基づき、子会社の業務の適正を管理する。
 - ② 監査役は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
 - ③ 子会社は、当社と連携しながら、その規模、事業の性質、機関設計等の会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 当社は、現在監査役の職務を補助する使用人は置いていないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置する。
 - ② 当該使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、 監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確 保する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときや、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告する。
- ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社の業務執行状況を報告する。
- ③ 監査役は、当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、内部監査室から定期的な報告を受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い、三者間の連携を密にすることにより監査役監査の実効性を高める。
 - ② 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金 額	科 目 金 額
流動資産	23, 386, 721	流 動 負 債 16,820,524
現金及び預金	3, 465, 017	支払手形及び買掛金 11,567,639
受取手形及び売掛金	13, 869, 175	短期借入金 2,400,000
商品	4, 035, 902	未 払 金 2,361,633
貯 蔵 品	15, 831	未 払 法 人 税 等 35,673
繰延税金資産	77, 721	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
未 収 入 金	1, 814, 947	賞 与 引 当 金 40,397
そ の 他	108, 531	その他 415,180
貸倒引当金	△405	固 定 負 債 519,100
固 定 資 産	2, 656, 776	その他 519,100
有 形 固 定 資 産	1, 341, 394	負 債 合 計 17,339,624
建物及び構築物	419, 435	
土 地	886, 211	
そ の 他	35, 748	株 主 資 本 8,629,956
無形固定資産	396, 263	資 本 金 1,988,097
のれん	237, 179	資 本 剰 余 金 1,931,285
そ の 他	159, 084	利 益 剰 余 金 4,711,162
投資その他の資産	919, 117	 自 己 株 式 △590
投資有価証券	423, 067	その他の包括利益累計額 73,916
長期貸付金	66, 997	
繰 延 税 金 資 産	99, 715	その他有価証券評価差額金 63,361
そ の 他	331, 570	為替換算調整勘定 10,554
貸 倒 引 当 金	△2, 234	純 資 産 合 計 8,703,872
資 産 合 計	26, 043, 497	負債純資産合計 26,043,497

連結損益計算書

(平成26年3月1日から) 平成27年2月28日まで)

科	目		金	額
売 上	高			74, 672, 385
売 上 原	面 価			65, 091, 494
売 上	総利	益		9, 580, 890
販売費及び一般	设管理費			9, 521, 230
営業	利	益		59, 660
営 業 外	収 益			
受 取	利	息	5, 704	
受 取	配 当	金	7, 700	
受 取	賃 貸	料	13, 738	
業務	受 託	料	22, 923	
受 取	補償	金	12, 373	
そ	0	他	21, 413	83, 853
営 業 外	費用			
支 払	利	息	32, 521	
支 払	手 数	料	10, 246	
持分法に、	よる投資損	失	22, 523	
そ	0	他	7, 442	72, 734
経常	利	益		70, 779
特別 利	山 益			
投資有価	証 券 売 却	益	48, 906	
ح	0)	他	4, 905	53, 812
特別 損				
固定資	産 除 却	損	8, 415	
投資有価	証券売却	損	105	8, 520
	前当期純利	益		116, 071
法人税、住民		税	77, 089	
法人税	等 調 整	額	△54, 361	22, 728
少数株主損益訓				93, 343
当期	純利	<u>益</u>		93, 343

連結株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から) 平成27年2月28日まで)

								(11211117)			
				株主資本							
				資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当	期 首	残	高	1, 988, 097	1, 931, 285	4, 738, 537	△590	8, 657, 331			
当	期 変	動	額								
剰 :	余 金	の配	当			△120, 718		△120, 718			
当	期約	屯 利	益			93, 343		93, 343			
		外の項 額(純									
当 期	変動	額合	計	_	_	△27, 374	_	△27, 374			
当	期 末	残	高	1, 988, 097	1, 931, 285	4, 711, 162	△590	8, 629, 956			

	その	の他の包括利益累割	十額			
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	純資産合計	
当 期 首 残 高	30, 816	7, 627	38, 443	3, 600	8, 699, 375	
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△120, 718	
当 期 純 利 益					93, 343	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	32, 545	2, 926	35, 472	△3, 600	31, 872	
当期変動額合計	32, 545	2, 926	35, 472	△3, 600	4, 497	
当 期 末 残 高	63, 361	10, 554	73, 916	_	8, 703, 872	

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び名称

①連結子会社の数 5社

②連結子会社の名称 ペッツバリュー株式会社

株式会社マーク産業

株式会社ケイ・スタッフ

ココロ株式会社

株式会社ペットペット

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

①持分法適用の関連会社数 1社

②持分法適用の関連会社の名称 愛寵頂級(北京)商貿有限公司

(2) 持分法を適用しない関連会社 該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全

部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法

により算定)によっております。

時価のないもの移動平均法による原価法によっております。

②たな知資産

商品 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収

益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) に

よっております。

貯蔵品 最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物 付属設備を除く。) については、定額法を採用してお

ります。 主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~31年

②無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお ける見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっ

ております。

③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた

会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ

いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込

額を計上しております。

②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支

給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として10年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

1. 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産除 却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記するこ ととしました。

(追加情報)

1. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27 年3月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来38.0% となっておりましたが35.6%に変更されます。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の税率が変更されることになりました。

これに伴い、平成28年3月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差 異についての繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、変更され ます。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産	建物	71,938千円
	土地	220,500千円
	======================================	292, 438千円
(2) 上記に対応する債務	短期借入金	820,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	į	1,284,665千円
3. 受取手形割引高		1, 199, 498千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株	式の	り種	類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普	通	株	式	6, 036, 546	_	_	6, 036, 546

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決	議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
	成26年 時 株			普通株式	60, 359	10	平成26年2月28日	平成26年5月29日
平取取	成26年 締	·10月 役	9日会	普通株式	60, 359	10	平成26年8月31日	平成26年11月10日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 平成27年5月27日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

(決	議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
		5月2 主 総		普通株式	60, 359	利益剰余金	10	平成27年2月28日	平成27年5月28日

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金は、主に仕入先に対する未収仕入割戻金であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の 変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク (取引先の契約不履行に係るリスク) の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理 及び残高管理を行い、取引先ごとの信用状況を定期的に把握することにより、リスク 低減を図っております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。 投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

- ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性 の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的 に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込ん でいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含 まれておりません((注)2. をご参照下さい。)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3, 465, 017	3, 465, 017	_
(2) 受取手形及び売掛金	13, 869, 175	13, 869, 175	_
(3) 未収入金	1, 814, 947	1, 814, 947	_
(4) 投資有価証券	318, 658	318, 658	_
資産計	19, 467, 798	19, 467, 798	_
(1) 支払手形及び買掛金	11, 567, 639	11, 567, 639	_
(2) 短期借入金	2, 400, 000	2, 400, 000	_
(3) 未払金	2, 361, 633	2, 361, 633	_
負債計	16, 329, 272	16, 329, 272	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券

この時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区	分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式		104, 409

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる ことから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

The state of the s							
	1 年 以 内 (千 円)	1 年 超 5 年 以 内 (千 円)	5 年 超 10年以内 (千円)	10年超(千円)			
現金及び預金	3, 465, 017	_	_	_			
受取手形及び売掛金	13, 869, 175	_	_	_			
未収入金	1, 814, 947	-	_	_			
合 計	19, 149, 140	_	_	_			

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

1,442円02銭

15円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

エコートレーディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 芝 池

勉印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小 林 洋 之 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の 平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監 査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算 書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当 と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算 書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策 定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコートレーディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第44期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月17日

エコートレーディング株式会社 監査役会

常勤監査役大藤淳印

監 査 役 古 西 豊 印

監査役古川幸伯印

(注) 監査役古西 豊及び監査役古川幸伯は、社外監査役であります。

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	22, 223, 867	流動負債	15, 726, 529
現金及び預金	2, 226, 069	支 払 手 形	552, 493
受 取 手 形	16, 116	買掛金	10, 736, 381
電 子 記 録 債 権	1, 479, 978	短期借入金	2, 400, 000
売 掛 金	12, 926, 721	リース債務	20, 042
商品	3, 891, 348	未払金	1, 620, 691
貯 蔵 品	6, 713		
前払費用	43, 786	., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	146, 489
操 延 税 金 資 産 未 収 入 金	69, 739	未払法人税等	32, 189
未収入金	1, 459, 160 104, 332	未 払 消 費 税 等	124, 421
貸倒引当金	△100 △100	前 受 金	22, 507
	2, 781, 259	預 り 金	35, 745
有形固定資産	1, 329, 088	賞 与 引 当 金	35, 300
建物	411, 252	そ の 他	267
構築物	2, 438	固 定 負 債	459, 367
機 械 及 び 装 置	26	リース債務	27, 615
車 両 運 搬 具	0	役員退職慰労未払金	239, 993
工具、器具及び備品	6, 765	資産除去債務	37, 432
土 地	886, 211	夏座 原 五 良 彷 そ の 他	154, 326
リース資産	22, 393		·
無形固定資産	130, 026	負 債 合 計	16, 185, 897
ソフトウェア	99, 818	純 資 産	の部
リース資産 電話加入権	19, 328	株 主 資 本	8, 766, 349
電 話 加 入 権 投資その他の資産	10, 880 1, 322, 143	資 本 金	1, 988, 097
世 投資での他の負性 投資 有 価 証 券	281, 936	資本剰余金	1, 931, 285
関係会社株式	199, 300	資本準備金	1, 931, 285
出資金	4, 721	利 益 剰 余 金	4, 847, 556
関係会社出資金	16, 889	利 益 準 備 金	84, 922
長期貸付金	62, 222	その他利益剰余金	4, 762, 633
従業員に対する長期貸付金	1, 207	別途積立金	3, 800, 000
関係会社長期貸付金	331, 500	繰越利益剰余金	962, 633
破産更生債権等	36	自己株式	△590
長期前払費用	32, 537	評価・換算差額等	52, 879
繰 延 税 金 資 産	125, 469		
そ の 他	267, 756	その他有価証券評価差額金	52, 879
貸 倒 引 当 金	△1, 434	純 資 産 合 計	8, 819, 229
資 産 合 計	25, 005, 126	負債純資産合計	25, 005, 126

損益計算書

(平成26年3月1日から) 平成27年2月28日まで)

	科			目			金	額
売		上		高				72, 559, 481
売	上	J	Ē	価				64, 088, 358
	売	上	総	利	益	Ė		8, 471, 123
販	売 費 及	び 一 船	设 管	理 費				8, 490, 026
	営	業		損	#	ŧ		△18, 902
営	業	外	収	益				
	受	取		利	息	1.	9, 763	
	受	取	配	当	3	È	4, 758	
	受	取	賃	貸	米	4	41, 855	
	業	務	受	託	米	4	19, 730	
	受	取	補	償	4	È	11, 062	
	そ		0)		化	łī,	20, 452	107, 622
営	業	外	費	用				
	支	払		利	息	1.	32, 382	
	手	形	売	却	推	Į	6, 196	
	支	払	手	数	米	¥	10, 246	
	そ		0)		化	1	1, 311	50, 136
	経	常		利	益	Ė		38, 583
特	別	禾	1]	益				
	投 資	有 価	証	券 売	却益	É	48, 906	
	そ		0)		化	łī,	4, 905	53, 812
特	別	挂		失				
	固定		産		却		8, 385	
	投 資	有 価	証	券 売	却推		105	
	関係		出資		価損		20, 168	28, 658
1	税 引	前 当	期		利益			63, 736
1				及び事			67, 034	
1	法 人	税 ·	等		整 名		△100, 798	△33, 764
	当	期	純	利	益	査		97, 501

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から) 平成27年2月28日まで)

								(平位・1円)
	株主資本							
		資本剰余金		利益乗	制余金			
	資本金			その他利	その他利益剰余金		自己株式	株主資本 計
		資本準備金	利益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		ं हा
当期首残高	1, 988, 097	1, 931, 285	84, 922	3, 800, 000	985, 850	4, 870, 773	△590	8, 789, 566
当期変動額								
剰余金の配当					△120, 718	△120, 718		△120, 718
当期純利益					97, 501	97, 501		97, 501
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△23, 216	△23, 216	-	△23, 216
当期末残高	1, 988, 097	1, 931, 285	84, 922	3, 800, 000	962, 633	4, 847, 556	△590	8, 766, 349

	評価・換算差額等		純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	新株予約権		
当期首残高	35, 860	3, 600	8, 829, 027	
当期変動額				
剰余金の配当			△120, 718	
当期純利益			97, 501	
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変動額(純額)	17, 018	△3,600	13, 418	
当期変動額合計	17, 018	△3,600	△9, 798	
当期末残高	52, 879	-	8, 819, 229	

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - ②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

②貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物 付属設備を除く。)については、定額法を採用してお ります。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~31年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっております。 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支 給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

1. 損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

-			
(1)	担保提供資産	建物	71,938千円
		土地	220,500千円
		計	292, 438千円
(2)	上記に対応する債務	短期借入金	820,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,269,400千円

3. 保証債務

次の関係会社に対して債務保証を行っております。

ココロ株式会社	仕入債務	564千円
	リース債務	4,440千円
	金銭債務	14,524千円
		19.529千円

4. 受取手形割引高

1,199,498千円

5. 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権

1,772,007千円 1,434,007千円

(損益計算書に関する注記)

(2) 短期金銭債務

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高8,245,748千円(2) 仕入高5,067,736千円(3) その他の営業取引高178,223千円(4) 営業取引以外の取引高39,589千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

株	式の	り種	類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普	通	株	式	644	_	_	644

(税効果会計に関する注記)

- 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
 - (1) 繰延税金資産(流動)

賞与引当金	12,580千円
未払事業税	5, 195千円
未収入金計上額	27,592千円
たな卸資産評価損	21,857千円
その他	6,143千円
繰延税金資産(流動)合計	73,369千円
繰延税金負債 (流動)	
未払消費税等	△2,043千円
その他	△1,585千円
繰延税金負債(流動)合計	△3,629千円
繰延税金資産(流動)の純額	69,739千円
(2) 繰延税金資産(固定)	
未払役員退職慰労金	85,533千円
従業員長期未払金	52,805千円
減損損失	13,892千円
減価償却超過額	6,652千円
関係会社株式評価損	10,691千円
資産除去債務	13,340千円
出資金評価損	3,599千円
関係会社出資金評価損	26, 185千円
その他	6,229千円
繰延税金資産(固定)小計	218,931千円
評価性引当額	△63,134千円
繰延税金資産(固定)合計	155,796千円
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	△29,178千円
その他	△1,148千円
繰延税金負債(固定)合計	△30,326千円
繰延税金資産(固定)の純額	125, 469千円

2. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来38.0%となっておりましたが35.6%に変更されます。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の税率が変更されることになりました。

これに伴い、平成28年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異についての繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、変更されます。なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オフィスコンピュータ等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種	領	会 社 等の 名 称	議決権等の 所有(被所有) 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
その他の関係会権		国分㈱	被所有 直接 18.3%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入 (注) 1.	4, 540, 062	買掛金	1, 227, 445
子会社	: [㈱マーク産業	所有 直接 100.0%	役員の兼任 商品の販売	商品の売上 (注) 2.	7, 197, 793	売掛金	1, 409, 029
		ココロ(株)	所有 間接 100.0%	資金援助 役員の兼任	債務保証 (注) 5.	19, 529		
				商品の販売	商品の売上 (注) 2.	964, 068	売掛金	285, 143
					利息の受取 (注) 3.	4, 061	短期貸付金 (注) 4.	35, 000
					資金の回収 (注) 3.	35, 000	関係会社長 期貸付金	331, 500

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して、取引条件を決定しております。
 - 2. 市場価格、総原価等を勘案して、取引条件を決定しております。
 - 3. 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定して おります。なお、担保は受入れておりません。
 - 4. 子会社への「短期貸付金」は、流動資産「その他」に含めております。
 - 5. ココロ㈱の仕入債務、リース債務及び金銭債務について、債務保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2. 1株当たり当期純利益

1,461円13銭

16円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

エコートレーディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 芝 池

勉 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小 林 洋 之 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた、監査には、経営者が採用した会計方針及びその前属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取 締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎诵を図り、情報の収集及び 監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席 し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、 必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な 事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報 告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必 要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制 の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されてい る体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構 築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見 を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等 と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告 を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び その附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の 状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款 に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると 認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載 内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認め られません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月17日

エコートレーディング株式会社 監査役会

常勤監查役大藤淳印

監 查 役 古 西 豊 印

監 查 役 古 川 幸 伯 邸

(注)監査役古西 豊及び監査役古川幸伯は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開 等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は60,359,020円となります。 これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき 20円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年5月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条(損害賠償責任の一部免除)第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第26条(損害賠償責任の一部免除)第2項の規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案		
第6章 取締役、監査役及び会計監査	第6章 取締役、監査役及び会計監査		
人の責任免除	人の責任免除		
(損害賠償責任の一部免除)	(損害賠償責任の一部免除)		
第26条 当会社は、取締役会の決議を	第26条 当会社は、取締役会の決議を		
もって、取締役(取締役であっ	もって、取締役(取締役であっ		
た者を含む。)及び監査役(監	た者を含む。)及び監査役(監		
査役であった者を含む。)の当	査役であった者を含む。)の当		
会社に対する損害賠償責任を、	会社に対する損害賠償責任を、		
法令が定める範囲で免除するこ	法令が定める範囲で免除するこ		
とができる。	とができる。		

現 行 定 款

② 当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役については2,000千円以上、社外監査役については2,000千円以上及び会計監査人については28,000千円以上で、あらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

変 更 案

② 当会社は、取締役(業務執行 取締役等であるものを除 く。)、監査役及び会計監査人 との間に、当会社に対する損害 賠償責任に関する契約を締結す ることができる。ただし、その 賠償責任の限度額は、取締役(業 務執行取締役等であるものを除 く。)については2,000千円以上、監査役については2,000千円 以上及び会計監査人については 28,000千円以上で、あらかじめ 定められた金額又は法令が定め る金額のいずれか高い額とす る。。

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(9名)は、任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	が 名 氏 生年月日)		社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	たか はし かず ひに高 橋 一 彦 (昭和32年2月14日生)	昭和61年6月 平成2年5月 平成7年5月 平成7年3月 平成13年3月 平成19年10月 平成25年4月 平成25年4月	当社名古屋営業所長 当社取締役 当社常務取締役営業本部長 当社専務取締役営業本部長 当社代表取締役営業本部長 当社代表取締役社長 ペッツバリュー株式会社代表 取締役社長 株式会社ペットペット代表取 締役社長(現任) 当社代表取締役社長兼営業本 部長(現任)	358, 451株

候補者番 号	s 氏 氏 (生年月日)	略歴、当	社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	せから 新森英英 英 機 (昭和30年11月3日生)	昭和62年9月 平成9年3月 平成9年5月 平成10年9月 平成13年4月 平成14年9月 平成15年3月 平成16年5月 平成16年5月 平成23年7月 平成26年4月	部長 当社取締役経営企画室長兼営業本部営業企画部長 当社常務取締役営業副本部長兼関西統括部長 当社常務取締役物流本部長兼物流部長 当社常務取締役物流本部長 当社常務取締役物流・システム本部長 当社常務取締役兼常務執行役員物流・システム本部長 当社専務取締役物流・システム本部長 当社専務取締役物流・システム本部長	10,300株
3	ほり かず ひと 堀 和 仁 (昭和32年11月28日生)	平成2年9月 平成9年3月 平成11年5月 平成16年3月 平成16年5月 平成19年5月 平成21年10月 平成27年3月	当社入社 当社管理本部経理部長 当社取締役管理本部経理部長 当社取締役財務本部長 当社取締役兼執行役員財務本 部長 当社常務取締役財務本部長 当社常務取締役管理本部長 当社常務取締役経理財務本部 長(現任)	1,650株

候補者番 号	* 9 * * * * * * * * * * * * * * * * * *	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)		所有する当社 の 株 式 数
4	短り もと あまら 類 本 彰 (昭和31年5月17日生)	平成21年5月 平成22年3月 平成25年10月 平成27年4月	当社上席執行役員営業副本部 長 当社取締役営業副本部長 当社取締役営業本部長 当社取締役営業副本部長兼東 日本統括部長 当社取締役営業副本部長兼西 日本統括部長兼株式会社マー ク産業代表取締役社長(現任)	1, 000株
5	^{あか、がわ} すすむ 赤 川 進 (昭和30年1月31日生)	平成25年5月 平成25年10月 平成26年3月 平成27年4月 (重要な兼職の	当社上席執行役員兼ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 当社取締役兼ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 当社取締役営業本部総合ペットプランニング部長兼ペッツバリュー株式会社代表取締役 社長 当社取締役兼ペッツバリュー株式会社代表取締役 社長 当社取締役兼ペッツバリュー 株式会社代表取締役社長(現 任) 当社取締役営業副本部長兼東 日本統括部長(現任)	500株

候補者番 号	s 氏 ^{が な} 名 (生年月日)	略歴、当	社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数	
6	で 藤 丈 征 (昭和33年6月20日生)	平成17年6月 平成23年7月	当社入社 当社上席執行役員物流・シス		
		平成25年5月	テム本部長 当社取締役物流・システム本	200株	
		_	部長(現任)		
*	とよ だ みのる 豊 田 実 (昭和30年9月19日生)	平成27年1月	当社入社		
* 7			当社営業本部顧問	一株	
	(%11400 0 /410 11/	平成27年3月	当社経営改革本部長(現任)		
	あい ざむ まさ くに 相 澤 正 邦 (昭和33年8月4日生)	昭和57年4月	国分株式会社入社		
		平成15年3月	同社経営統括室部長兼営業統		
			括本部部長兼首都圏統括本部		
			部長		
		平成21年4月	同社経理財務部長		
		平成22年7月	同社低温統括部部長		
		平成22年11月	同社低温統括部部長兼デリシ		
*			ャス・クック株式会社代表取	—株	
8			締役社長 (現任)	—1A	
		平成25年1月	同社執行役員低温・フードサ		
			ービス統括部部長		
		平成27年	平成27年1月	同社執行役員経営統括本部部	
				長兼事業開発部長 (現任)	
		(重要な兼職の	つ状況)		
		デリシャス	・クック株式会社代表取締役社		
		長			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 相澤正邦氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 相澤正邦氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培われた豊富な知識や経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 5. 相澤正邦氏は、国分株式会社の執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者(主要な取引先)に該当いたします。
 - 6. 相澤正邦氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

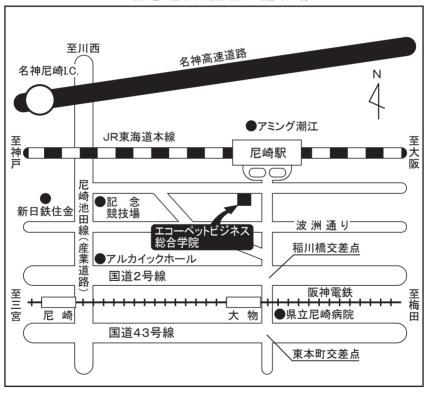
会 場 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号

エコーペットビジネス総合学院5階 多目的ホール

電話: (06) 6483-4371

最 寄 駅 JR 尼崎駅

【会場付近略図】 JR尼崎駅南側(県立尼崎病院・尼崎東警察署、西長洲・長洲・ 昭和通・金楽寺方面)南西へ徒歩約2分



お 願 い:駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場 はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。